

報道機関各位

長岡市議会事務局議会総務課長



## 議員発議で 「子ども・若者の権利条例」を提案！ 条例可決の記者発表を実施します

長岡市議会は、議員発議による子どもの権利に関する条例としては県内2例目となる「長岡市子ども・若者の権利条例」を発議し、3月定例会最終日で可決される予定です。

この条例は、子ども・若者が権利の主体であることを確認した上で、児童の権利に関する条約等の理念に基づき、その権利を尊重し、保障することによって、子ども・若者が自分らしく健やかに成長することを目指すものです。

つきましては、条例の可決後、下記のとおり記者発表を行いますので、ぜひ取材くださるようお願いいたします。

### 記者発表の概要

- |         |  |
|---------|--|
| 1 日 時   | 3月27日（木）<br>市議会3月定例会終了30分後   |
| 2 会 場   | アオーレ長岡西棟4階第二委員会室（長岡市大手通1-4-10）   |
| 3 内 容   | 長岡市子ども・若者の権利条例について   |
| 4 発 表 者 | 加藤尚登 議長<br>山田省吾 副議長<br>丸山広司 子ども・若者の権利条例（仮称）制定検討委員会委員長<br>池田明弘 子ども・若者の権利条例（仮称）制定検討委員会副委員長 |

（問い合わせ：議会事務局議会総務課 小林  
TEL 0258-39-2244）